

「住民合意のない区画整理」反対ニュース

羽村駅西口区画整理反対の会 2020(R2)8/6No.258 世話人:山下一夫 羽東1-25-3TEL090・3225・5131

6月市議会報告

コロナ禍で一般質問なし。地権者からの区画整理の「陳情書」が本会議場で審議されました。

実現性の無い区画整理事業を永々と続けるべきではない

陳情「西口区画整理の都道造成案に勧告を」

【概略】

1. 内容

- ① 3・4・12号線のJ R. 立体交差部に合流する都道7.5.1号線(旧青梅線)に斜路の配慮が無い。認可のデタラメさを是正すべく都に評価内容を開示請求した。
- ② 知事回答には「都道造成を羽村市に委託していない。認可の中には、都道の適格性は含まれていない」。平成15年の都の認可は「区画整理法に基づく」とあった。
- ③ 念のため、市長に都からの委託資料を求めたところ、「事業計画書に『都道を整備する』と記されている」と回答。

2. 理由：実現性の無い区画整理事業を永々と続けるべきではない。

市「区画整理は用地空け」道路計画不明のまま移転交渉

山崎議員：陳情者が東京都に「都市計画道路3.4.12号線を都が羽村市に整備委託した時の条件を含む整備委託書一式」を開示請求し、小池都知事の「3.4.12号線について都は、羽村市へ整備委託をしていない。よって当該道路全体整備計画について、羽村市から資料も収受していない。文書も存在していない。」の回答に基づいた陳情です。

山崎：仮に3.4.12号線がJ Rと立体交差になった時、線路と平行している旧青梅街道は、どうなるか説明をしているか。陳情者は下に潜って下で交差して上と考えている。

橋本課長：平面部は区画整理事業で整備し、青梅線と羽村大橋の立体交差部分は別事業。

区画整理は用地空け迄で、アンダーパスの工事をするわけではない。

都市計画決定上は、3.4.12号線の青梅線との交差部はアンダーパスで下をくぐる計画。都道7.5.1号線はJ R青梅線に平行して上部を通過し、福生や小作方向に行く。

今後、暫定的な整備か旧青梅街道を残したままなのか、事業が完了した後か、事業が進行してる途中か分からないが、東京都と調整し図面が出せる状況になれば提供する。

広報や「まちなみ」の 3.4.12号線の地図は誤魔化し

山崎議員：羽村大橋からの堀割部もJ Rアンダーパスも、都がやる別事業ということが「まちなみ」や「公報はむら」に出ていない。

「まちなみ」の整備計画図では、全部羽村市がやるように色づけされ、しかも完了時期が不明にもかかわらず、羽村大橋からの堀割部の工事期間は令和6年迄、J Rのアンダーパス部分は令和11年迄に全部出来ると見てとれる。事実と違う事を記載するのはまずい。以前から求められている立体模型を示し、完了時期を明らかにすべきだ。

橋本課長：別事業であることを、工夫して示していきたい。

住民生活に大きく関わる重大事項、東京都との協議記録不明

水野議員: 課長は、都道について、都との間で話し合いがあったと答弁したが、具体的に文書等でエビデンス(証拠)を残して、それに基づいての答弁か。

国や都との交渉で何月何日、何処に行って、どういう話をして、どういう結論だったかという文書は個別にきちんと残してあるのか。

橋本課長: 「事業計画書」の中に、都道・市道含め区画整理地区内の道路整備は施行者の羽村市が整備すると書いてある。これがいわゆるエビデンスになると考える。

必要な部分は残っていると思うが、協議の記録が全て残っている訳ではない。

東京都がコロナ禍のため区画整理や再開発、休止の通達

鈴木議員: 5月に都の副知事名でコロナウイルス対策に人的にも財政的にも注力の必要があるので、停止・廃止する事業を幾つか列挙した「依命通達」が出た。その中に区画整理など都市計画の事業が挙げられている。

今後も第二波、第三波の可能性が大いにある。市民の暮らしや営業も大変なことになる。長期の展望を持ち区画整理も停止や廃止を考えていく必要があるのではないか。

石川参事: 公共工事、あるいは緊急性がある場合は、感染防止に努めながらの実施が認められている。羽村市は6月から状況を判断して再開する。



この事業の緊急性とは何ですか？ 都道の完成時期も不明、事業計画の変更で期間を15年も延長。この西口区画整理は必要性も緊急性もない事業。

門間議員: 市長は所信表明で、世界や日本の経済の落ち込みと、羽村市財政の落ち込みが報告され、市内産業も非常に悪化、法人税も大きな影響を受けていると述べた。

区画整理は3年間(2023年3月まで)の債務負担が決まっているが、その先の市の支出額が10億円を超える。最も多い時は17億円。財政面からの実現性も疑問。

区画整理は、私達の知らないことや別事業や付帯工事など様々な工事が追加されてくるので、全体構造の中で捉えていく必要がある。

山崎議員: 都の財政が悪化、開発事業の休止を通達した。今後、都からの区画整理に対する交_{議員}付金や補助金にも影響する。これは羽村市財政にとっても同じ事が言える。



都は道路の適格性も検証せず、多くのことをあいまいなままに都道を認可し、移転や道路工事を進めるための補助金を出すのは、無責任極まりない。とくに、昨年2月、地裁にて敗訴した事業に都が補助金を付けるのは問題です。

* 裁判は、コロナで延期されていましたが、口頭弁論の日程が決まりました

東京地裁: 9月23日(水) 10:50~

東京高裁: 10月21日(水) 3:30~

・ 期間を15年延長した第3回変更に対し、昨年11月、住民63名が提訴した裁判。

・ 第2回変更決定取消裁判で、昨年2月市が敗訴し、市が東京高裁に控訴した裁判。